



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ヱ イ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 金 谷 智 浩
(コード番号：5071 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役コホレト Div.長 矢原 裕一郎
(TEL.06-6457-6788)

業績連動型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株発行の概要

(1) 割当日	2025年7月24日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 15,000株
(3) 発行価額	本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価単価は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025 年 6 月 25 日）における東京証券取引所における当社普通株式の終値（1,239 円）に上記の発行する株式数を乗じた金額であり、その総額は 18,585,000 円です。
(4) 割当予定先	取締役3名 15,000株 ※ 監査等委員である取締役を除きます。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對する新たな報酬制度として、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2023 年 6 月 23 日開催の第 25 期定時株主総会において、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 6 万株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠の内枠で年額 60 百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象取締役 3 名に対し、第 27 期事業年度を業績の評価期間とする業績上連動型譲渡制限付株式報酬として、当社の普通株式 15,000 株を発行することを決議いたしました。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の各事業年度開始日からその事業年度の末日までの期間（以下「評価期間」といいます。）に係る確定した当社の連結損益計算書における連結営業利益の数値を実績値として、当社の決算短信により公表した当該評価期間の連結業績予想における連結営業利益の数値（100%以上）を目標値として、取締役会においてあらかじめ設定した役位に応じた株式数又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役が評価期間中に開催される当社の定時株主総会の日から、その翌年に開催される定時株主総会の日までの間継続して当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位にあることを条件として、当該数値目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式又は当該株式に相当する額の金銭を、対象取締役の報酬等として付与するものであり、かつ、付与した株式に一定期間の譲渡制限を付するものです。

(2) 本制度における報酬等の算定方法等

当社は、本制度において、対象取締役の役位及び業績の数値目標の達成度に応じて各対象取締役に交付する当社の株式の数又は支給する金銭の額を決定いたします。業績の数値目標は、連結営業利益について取締役会で設定した数値目標といたします。

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づく本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月24日（割当日）から当社の監査等委員ではない取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の監査等委員ではない取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全てにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

また、対象取締役が譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、該当した時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ① 禁固以上の刑に処せられた場合
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上